

福祉医療制度の改正について（7月1日～）

福祉医療制度は高齢者や重度障害者、母子家庭や乳幼児など支援を必要とする方々が安心して生活できるよう、医療機関での窓口負担の一部を助成するものです。

この度、加西市と兵庫県は、福祉医療制度を将来にわたり安定した制度として持続していくため見直しを行いました。

■老人医療費助成制度

所得基準の見直しを行うとともに、低所得基準を拡大します。

	改正前 平成 21 年 6 月 30 日まで	改正後 平成 21 年 7 月 1 日より
対象者	65 歳以上 69 歳以下の者	改正前と同じ
所得基準	市民税非課税者で一定以上所得者（課税所得 145 万円以上かつ収入が 520 万円以上の高齢者）の家族でない者	市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下
低所得 I 基準	市民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと（年金収入 65 万円以下かつ所得 0 円）	市民税非課税世帯で世帯全員に所得がないこと（年金収入 80 万円以下かつ所得 0 円）

負担区分	負担割合	自己負担限度額（月額）		負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来	外来+入院		外来	外来+入院
一般	定率 2 割負担	12,000	44,400	助成対象外（注 1）		
低所得 II		8,000	24,600	定率 2 割負担	8,000	24,600
低所得 I	定率 1 割負担		15,000	定率 1 割負担		15,000

注 1) 改正前の所得基準では、同じ世帯に市民税課税者（上記「一定以上所得者」を除く）がいても本人が市民税非課税者であれば助成対象ですが、改正後は、同じ世帯に市民税課税者がいれば助成対象とはなりません。

【経過措置】市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が 80 万円以上の方については、平成 23 年 6 月未まで助成対象となります。（定率 2 割負担。自己負担限度額 外来 8,000 円 入院 24,600 円）

■重度障害者・高齢重度障害者医療費助成制度

所得基準と一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者基準を拡大します。

	改正前 平成 21 年 6 月 30 日まで	改正後 平成 21 年 7 月 1 日より
対象者	・身体障害者手帳 1 級・2 級 ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	改正前と同じ
所得基準（注 1）	特別障害者手当の所得制限基準を準用 ■扶養親族 2 人の場合、目安として扶養義務者の所得 675 万円まで	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市民税所得割額 23 万 5 千円未満） ■扶養親族 2 人の場合、目安として扶養義務者の所得 593 万円まで
低所得基準（注 1）	年金収入 65 万円以下かつ所得 0 円	年金収入 80 万円以下、もしくは年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下

負担区分	自己負担限度額（1 医療機関等につき）		自己負担限度額（1 医療機関等につき）	
	外来	入院	外来	入院
一般	1 日 500 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 2,000 円まで）	1 日 600 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 2,400 円まで）
低所得者	1 日 300 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 1,200 円まで）	1 日 400 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 1,600 円まで）

注 1) 受給者本人・配偶者・扶養義務者の全員について、上記「所得基準」により判定します。

【経過措置】改正後の所得基準を上回る方でも改正前の所得基準を満たせば、平成 23 年 6 月未まで助成対象となります。外来：1 日 900 円（月 2 回まで） 入院：定率 1 割負担（月 3,600 円まで）

■母子家庭等医療費助成制度

一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者基準を拡大します。

	改正前 平成 21 年 6 月 30 日まで	改正後 平成 21 年 7 月 1 日より
対象者	18 歳に達した年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及びその児童、遺児	改正前と同じ
所得基準	児童扶養手当の所得制限基準を準用 ■扶養親族 2 人の場合、目安として扶養義務者の所得 268 万円まで	改正前と同じ
低所得基準	年金収入 65 万円以下かつ所得 0 円	年金収入 80 万円以下、もしくは年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下

負担区分	自己負担限度額（1 医療機関等につき）		自己負担限度額（1 医療機関等につき）	
	外来	入院	外来	入院
一般	1 日 500 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 2,000 円まで）	1 日 600 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 2,400 円まで）
低所得者	1 日 300 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 1,200 円まで）	1 日 400 円限度 （月 2 回まで）	定率 1 割負担 （月 1,600 円まで）

母子家庭等医療費助成制度については所得基準の改正はありません。改正前と同じ基準で判定し、所得基準を満たす方には、6 月中旬頃に現況届を送付しますので別途申請してください。

■乳幼児等医療費助成制度

所得基準を設けるとともに、対象者を拡大します。

	改正前 平成 21 年 6 月 30 日まで	改正後 平成 21 年 7 月 1 日より
対象者	小学校 3 年生までの乳幼児、児童	小学校 3 年生までの乳幼児・児童 小学校 4 年生から小学校 6 年生までの児童（入院のみ）
所得基準	所得基準なし 市では所得基準を設けていないが、県の制度で児童手当特例給付の所得基準を準用 ■扶養親族 2 人の場合、目安として扶養義務者の所得 608 万円まで	0 歳児は所得基準なし 1 歳児からは、自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市民税所得割額 23 万 5 千円未満） ■扶養親族 2 人の場合、目安として扶養義務者の所得 540 万円まで

負担区分	自己負担限度額（1 医療機関等につき）		自己負担限度額（1 医療機関等につき）	
	外来	入院	外来	入院
小学校 3 年生まで	無料	無料	改正前と同じ	改正前と同じ
小学校 4～6 年生	助成対象外		助成対象外	無料（償還払い）（注 1）

注 1) 小学校 4～6 年生には受給者証は交付しませんので、受給資格の有無については、下記までお問い合わせください。助成金の申請時には、領収書・印鑑・振込先がわかるものを持参ください。後日、指定の口座に振り込みます。

【経過措置】改正後の所得基準を上回る方でも、児童手当特例給付の所得制限基準を満たせば、平成 23 年 6 月未まで助成の対象となります。（外来・入院とも無料）

■各制度の受給者証等の送付について

6 月中旬から下旬にかけて、新制度で助成対象となる方には新しい受給者証（母子家庭等を除く）を、対象外となる方には却下通知書（乳幼児等の小学校 4～6 年生を除く）を送付しますのでご確認ください。また、新たに助成対象となる方には申請書を送付しますので、別途申請してください。

経過措置は、定期判定（毎年 7 月 1 日）及び転入時の随時判定時に要件を満たす方を対象とします。6 月未まで対象であっても、21 年度分の市民税について改正前の所得基準を満たさない方は経過措置の対象とはなりません。

【問合先】 国保健康課国保医療担当 ☎428721